

花巻市結婚活動支援団体育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 花巻市における人口減少に歯止めをかけるため、結婚活動支援団体に対し、予算の範囲内で花巻市補助金等交付規則（平成年18年花巻市規則第61号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において結婚活動支援団体とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人など市民の結婚活動を支援する目的で組織された、市内を拠点とし活動する営利を目的としない団体をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付対象者は、結婚の仲介活動を行い婚姻を成立させた結婚活動支援団体とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、結婚仲介による婚姻1組につき3万円とする。

(交付要件)

第5条 補助金の対象となる婚姻は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 婚姻する当事者のいずれかが市内に住所を有していること。
- (2) 婚姻届を提出した後、夫婦共に本市内に1年以上居住する見込みであること。

(登録)

第6条 補助金の交付を申請しようとするもの（以下「申請者」という。）は、あらかじめ結婚活動支援団体登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、登録の可否を決定し、結婚活動支援団体登録（非登録）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下期日)

第7条 規則第7条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付決定通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類及び提出期日)

第8条 規則により定める書類及び提出期日は、別表のとおりとする。

(書類の整備及び保存)

第9条 補助金の交付を受けた結婚活動支援団体は、補助事業にかかる経理等について、その収支を明らかにした書類及び帳簿を整備するとともに、補助金の交付を受けた日に属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表 (第8条関係)

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第3条 の規定による 書類	花巻市結婚活動支援団 体育成事業補助金交付 申請書	第3号	1部	婚姻届が受理さ れた日から1か 月以内
	花巻市結婚活動支援団 体育成事業にかかる申 出書	第4号		
規則第5条 第1項第2 号及び第3 号の規定に よる書類	花巻市結婚活動支援団 体育成事業補助金変更 (中止・廃止)承認申 請書	第5号	1部	変更(中止・廃 止)の理由が生 じた日から15 日以内
規則第12 条第1項の 規定による 書類	花巻市結婚活動支援団 体育成事業補助金請求 書	第6号	1部	交付決定を受け た日から起算し て30日以内